

日専連ビジネスカード特約

第1条（適用・目的等）

1. 本特約は、株式会社日専連ライフサービス（以下「甲」という。）が発行するカードのうち、「ビジネスカード」の発行を受ける会員に対して、本カードにかかる甲と会員との間の契約内容として適用されます。
2. 甲は、本特約および別途甲の定める日専連カード会員規約（以下「会員規約」という。）を承認のうえ入会を申し込み、甲が認めた法人等の代表者（以下「法人代表者会員」という。）または個人で事業を営む方（以下「個人事業主会員」という。）を本会員とし、甲が本カードを貸与します。会員は、本特約および会員規約の定めに基づき、生計費決済と事業費決済の両方の目的でショッピング利用を行うことができ、また金融サービスの利用においても生計費目的・事業費目的を問いません。
3. 本特約に定めのない事項については、会員規約が適用されるものとします。

第2条（用語の定義）

本特約で特に定義されていない用語は、会員規約の用語の定めに従うものとします。

第3条（支払債務等）

1. 会員規約およびそれに付随する特約、規定等（以下、総称して「会員規約等」という。）に定める一切の支払債務（以下「カード債務」という。）の債務者は本会員（個人事業主会員）となります。
2. 個人事業主会員は、自己が金融機関と契約を締結して開設した自己の預貯金口座（以下「自己名義口座」という。）から口座振替の方法でカード債務を甲に支払うものとします。個人事業主会員は、自己名義口座以外の預貯金口座を、口座振替を行うための口座として、甲に届け出たはなりません。なお、口座名義人が個人事業主会員本人の氏名と完全に一致しない屋号等を含む口座（以下「屋号付き口座」という。）も含む。

第4条（本会員への請求等）

カード債務が約定支払日に甲に対して支払われなかった場合、甲は、本会員に対して、会員規約所定の遅延損害金を請求できるものとします。

第5条（届出義務）

個人事業主会員は、個人事業主でなくなったときは、直ちに甲所定の方法により、甲に届け出なければなりません。

第6条（会員資格の喪失等）

1. 会員規約に定めるほか、以下の各号のいずれかに該当する場合、甲が会員資格の喪失の通知をしたときに、本会員は会員資格を喪失します。また、この場合、本会員は何らの通知、催告を受けることなく、カード債務の期限の利益を喪失するものとします。

①本会員が本特約に違反したとき

②個人事業主会員が個人事業主ではなくなったことを甲が知ったとき

第7条（本特約の優先）

本特約と会員規約等において異なる定めのある場合は、本特約の定めが優先するものとします。また、本特約に定めのない事項については会員規約等によるものとします。